

平成 23 年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成 23 年 3 月 30 日
公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき，事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

2 事後評価の対象

(1) 法第 7 条第 2 項第 1 号に規定される事後評価の対象

法第 7 条第 2 項第 1 号に規定される事後評価の対象は，次のとおりとする。

なお，各施策等は，計画策定時点におけるものであり，施策等の実施状況その他状況の変化により，追加・変更があり得る。

ア 独占禁止法違反行為に対する措置等

企業結合の迅速かつ的確な審査（平成 22 年度）（実績評価）

独占禁止法違反行為に対する厳正な対処（平成 22 年度）（実績評価）

イ 下請法違反行為に対する措置等

取引慣行等の適正化（平成 22 年度）（実績評価）

下請法等の的確な運用（平成 22 年度）（実績評価）

ウ 競争政策の広報・広聴等

競争政策の広報・広聴（平成 22 年度）（実績評価）

海外の競争当局等との連携の推進（平成 22 年度）（実績評価）

競争的な市場環境の創出（平成 22 年度）（実績評価）

(2) 法第 7 条第 2 項第 2 号に規定される事後評価の対象

法第 7 条第 2 項第 2 号に規定される事後評価の対象には該当するものはない。

(3) 法第 7 条第 2 項第 3 号に規定される事後評価の対象

法第 7 条第 2 項第 3 号に規定される事後評価の対象には該当するものはない。

3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象としようとする施策等については、「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(平成23年4月1日施行)に基づき、次の項目を明らかにし、計画的に事後評価を実施することとする(計画内容は別紙1及び2参照。)

- (1) 評価対象(具体的内容)
- (2) 目標(達成時期)
- (3) 評価実施時期
- (4) 評価指標

以上

施策：独占禁止法違反行為に対する措置等

	担当課室	評価対象	目標(達成時期)	評価実施時期	評価指標
		(具体的内容)			
1	企業結合課	企業結合の迅速かつ的確な審査	<p>企業結合（株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等）について迅速（第1次審査については30日以内，第2次審査については90日以内）かつ的確な審査を行い，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。併せて，主な企業結合事例の公表等を行い，企業結合審査の透明性を高める。（平成22年度）</p>	平成23年度上半期	株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業等譲受けの届出受理件数
		<p>企業結合（株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等）について，届出や事前相談に基づいて，審査を行い，競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。また，企業結合審査の透明性を高めるため，主要な企業結合事例の公表等を行う。</p>			<p>案件の処理に要した日数(第1次審査)</p> <p>案件の処理に要した日数(第2次審査)</p> <p>企業結合審査によって保護された消費者利益</p> <p>公表事例の件数・内容</p>
2	管理企画課	独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	<p>独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速（酒類，石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について2か月を目途）に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。（平成22年度）</p>	平成23年度上半期	事件処理件数(小売業に係る不当廉売申告及び不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。)
		<p>独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合には，排除措置命令を行うほか，警告等の必要な措置を講ずる。</p>			<p>事件処理の違反被疑行為類型別内訳(不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。)</p> <p>法的措置の違反行為類型別内訳</p> <p>小売業に係る不当廉売申告件数及び不当廉売事件の迅速処理(注意)の状況</p> <p>課徴金納付命令の推移</p> <p>刑事告発件数</p> <p>課徴金減免制度の申請件数及び適用事件数の推移</p> <p>日刊新聞の報道量</p> <p>法的措置によって保護された消費者利益</p> <p>事件処理期間</p>

施策：下請法違反行為に対する措置等

	担当課室	評価対象	目標(達成時期)	評価実施時期	評価指標
		(具体的内容)			
3	取引企画課 取引調査室 相談指導室	取引慣行等の適正化	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発等，取引実態調査の実施公表（年間2件以上を目途），事業者等からの相談事例の公表（年間10件以上を目途）を実施することにより，独占禁止法違反行為の未然防止及び公正かつ自由な競争の維持・促進を図るとともに，取引慣行等の適正化を図る。（平成22年度）	平成23年度上半期	ガイドラインの説明会等の件数及び参加者数
		<p>独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発等を図るとともに，事業者等がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について，相談に応じ，問題点の指摘等を行う。また，事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い，問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに，調査結果を公表する。</p>			実態調査結果公表件数
					実態調査の実施期間及び所要人数
					実態調査の指摘事項の改善状況
					相談件数
					相談事例の公表件数
4	企業取引課 下請取引調査室	下請法等の的確な運用	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延，減額等に対して迅速（処理期間6か月以内を目途）かつ的確に対処し，これらを排除すること，また，下請法等の普及・啓発を図ることにより，下請取引の公正化を推進し，下請事業者の利益を保護する。（平成22年度）	平成23年度上半期	違反事件の処理件数
		<p>書面調査等により情報を収集し，下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査，招致調査等）を行い，違反行為が認められた場合には，必要な措置（法的措置（下請法第7条に基づく勧告）又は指導）を講ずる。 下請法等に係る講習会を開催することにより，下請法等の普及・啓発を図る。</p>			勧告等の対象事業者の業種等
					違反事件の処理期間
					日刊新聞報道量
					措置によって直接保護された下請事業者の利益
					下請法講習会の開催数

施策：競争政策の広報・広聴等

	担当課室	評価対象 (具体的内容)	目標(達成時期)	評価実施時期	評価指標
5	官房総務課	<p>競争政策の広報・広聴</p> <hr/> <p>独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動等について、報道発表やホームページ等による広報活動を行うとともに、国民各層等とのコミュニケーションを通じて国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。</p>	<p>独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握すること（地方有識者との懇談会開催件数91件以上、一日出張事務所開催件数3件以上、消費者セミナー開催件数25件以上、独占禁止法教室開催件数44件以上）を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。（平成22年度）</p>	平成23年度上半期	<p>地方有識者との懇談会開催件数</p> <p>独占禁止懇話会の開催回数</p> <p>一日出張事務所開催件数</p> <p>消費者セミナー開催件数</p> <p>消費者セミナー参加者の満足度</p> <p>独占禁止法教室開催件数</p> <p>独占禁止法教室参加者の内容の理解度</p> <p>独占禁止政策協力委員からのヒアリング件数</p> <p>報道発表件数</p> <p>メールマガジン登録件数</p> <p>広告費換算推計</p> <p>パンフレット及び独禁法動画サイトアクセス件数</p> <p>ホームページトップページアクセス件数</p>

	担当課室	評価対象	目標(達成時期)	評価実施時期	評価指標
		(具体的内容)			
6	国際課	海外の競争当局等との連携の推進	<p>二国間独占禁止協力協定等を通じ、海外当局との協力強化に努めるほか、ICNといった多国間における検討にも積極的に参加し、東アジア競争法・政策カンファレンス及び東アジア競争政策トップ会合の開催において主導的な役割を果たす。また、開発途上国や移行経済国の競争当局等に対し、研修を実施するなどして技術支援を行う（当該研修が有効であったとの回答：80%以上）。</p> <p>さらに、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する（公正取引委員会英文ホームページへのプレスリリース掲載件数：前年度と同水準又はそれ以上）。（平成22年度）</p>	平成23年度上半期	競争当局間協議の開催回数
					ICN関連会合への出席回数
					発展途上国等への研修において、当該研修が有効であったと回答した研修生の割合
					海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数
					公正取引委員会英文ホームページへのプレスリリース掲載件数
					公正取引委員会英文ホームページへのアクセス数
7	局総務課 経済調査室 調整課	競争的な市場環境の創出	<p>発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上（そのために入札談合等関与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施する）、事業者、実務家等の関係者における競争政策に係る理解の増進（そのために競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施する）、他の行政庁における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。（平成22年度）</p>	平成23年度上半期	入札談合等関与行為防止法に係る研修の実施回数
					入札談合等関与行為防止法に係る研修における聴講者の理解度
					公開セミナーの開催回数
					公開セミナーにおける聴講者の満足度
					規制影響分析手法等検討会議の開催回数
					競争評価の実施状況

平成 23 年度政策評価対象施策

【基本目標】 一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達

【政策】 公正かつ自由な競争の促進

施策 1 独占禁止法違反行為に対する措置等

1 - 1 企業結合の迅速かつ的確な審査(平成 22 年度)【実績評価】

1 - 2 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処(平成 22 年度)【実績評価】

施策 2 下請法違反行為に対する措置等

2 - 1 取引慣行等の適正化(平成 22 年度)【実績評価】

2 - 2 下請法等の的確な運用(平成 22 年度)【実績評価】

施策 3 競争政策の広報・広聴等

3 - 1 競争政策の広報・広聴(平成 22 年度)【実績評価】

3 - 2 海外の競争当局等との連携の推進(平成 22 年度)【実績評価】

3 - 3 競争的な市場環境の創出(平成 22 年度)【実績評価】